## 第5次茨城県廃棄物処理計画の概要

#### I 計画策定の趣旨

#### 1 趣旨等

▶ 県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標の共有や連携を図りながら、それぞれの立場における廃棄物の3Rや適正処理の取組を推進して、持続可能な循環型社会の形成を目指していくため、県として、今後、取り組むべき廃棄物処理施策の基本的な事項等を定める計画として本計画を策定し、主体ごとの取組を推進。

#### 2 計画の位置づけ

▶ 廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づく、県内の廃棄物の減量その他適正処理に関する法定計画。

▶ 「茨城県総合計画~『新しい茨城』への挑戦」の部門別計画として、「新しい豊かさ」へのチャレンジを推進。

#### 3 計画期間

令和 3 (2021)年度~ 令和 7 (2025)年度の 5 年間

#### Ⅱ 廃棄物処理の現状等

#### 1 一般廃棄物処理の現状

【排出側】 ごみの総量は減少傾向にあるものの、 世帯数の増加等により、1人当たりの量を 減らしにくい状況。

【現状】 1人1日当たり のごみ排出量 : 1,005g ⇒ 990g (2013) ⇒ (2018)

【処理側】 再生資源のプラスチック容器等が増加する一方、ビンや金属容器等が減少し、 再生利用率にマイナスに影響。

【現状】ごみの再生利用率:22.0%(2013)⇒21.3%(2018)

## 2 産業廃棄物の処理の現状

【排出側】 県内経済の回復等により、産業廃棄物 の排出量が増加

【処理側】 排出量の増加に伴い、最終処分量も増加。その一方で、管理型産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少。

【現状】 最終処分量: 13.7 万トン(2013)⇒14.5 万トン(2018) 残余容量: 234 万㎡(2013)⇒134 万㎡(2018)

#### 3 不法投棄等の発生状況

【傾向】 不法投棄の発生件数は、2018 年度から 増加に転じており、小規模でゲリラ的な事案が 増加。県南以外の地域も事案が増加。

また、建設残土の無許可埋立て等の不適正残土処分事案も増加。

 [現状]
 不法投棄
 : 134 件
 → 77 件
 → 120 件

 発生件数
 : (2014)
 → (2017)
 → (2019)

[現状] 無許可埋立て 46 件 ⇒ 58 件 ⇒ 83 件 事案件数 : (2014) ⇒ (2017) ⇒ (2019)

### Ⅲ 循環型社会の形成に向けた課題と施策展開の方向性

#### ◎一般廃棄物

課

【排出側】 ライフスタイルの変化等により、ご みの量を減らしにくい状況にあり、県民等に よる3R行動の更なる促進が必要。

【処理側】 人口減少や廃棄物動向を見据え、効率的かつ資源循環性の高い処理体制を確立することが必要。

また、頻発する自然災害に備え、廃棄物処 理体制の強化が必要。

#### ◎産業廃棄物

【排出側】 県内の経済活動により、排出量が増加しており、排出事業者責任の徹底により、3Rや適正処理の更なる推進が必要。

【処理側】 不法投棄事案が増加に転じ、ゲリラ 的に投棄されるケースが増加傾向にあり、そ の発生抑止策が必要。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量が減少しており、その安定的な確保が必要。

#### ◎循環型社会形成に係る共通課題

【各主体の取組促進】 サステナブル(持続可能) な循環型社会の実現を見据え、県民や事業者、行政、廃棄物処理業者等の各主体が目標を共有して、相互に連携、協働しながら、各々が主体的な行動をとることが必要。

このため、県が総合的な舵取りを行いながら、3Rの推進や適正処理の確保、それに必要な基盤づくりを進めていくことが必要。

#### 方向性 1 3 Rの推進

# ①県民等の問題意識の向上、3R行動の促進食品ロスやプラスチックごみ等の廃棄

展

開

の

方

向

性

食品ロスやプラスチックごみ等の廃棄 物に関する県民や事業者等の問題意識を 向上させ、主体的な3R行動を促進。

②市町村における減量化、再資源化の取組 の促進

市町村による地域の特性に応じた分別 回収等の減量化、再資源化の取組を促進。

| ③排出事業者による3Rの促進

排出事業者による主体的かつ積極的な 3 Rの取組を促進。

## 方向性 2 廃棄物適正処理の推進

### ①不法投棄対策の強化

不法投棄等の撲滅に向けて、関係機関等の連携や監視体制の強化に取り組む。

### ②排出事業者責任の徹底

排出事業者責任による適正処理を推進。

③資源循環産業における適正処理の徹底、地域との調和の推進

処理業者の廃棄物処理事業における適正処理 の徹底等により、県民等の信頼性を向上。

### ④一般廃棄物の適正処理の確保

市町村における体制強化等により、一般廃棄物 処理の適正処理を確保。

### 方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

### ①産業廃棄物最終処分場の確保

公共関与による管理型最終処分場の整備を推 進。

### ②災害廃棄物処理体制の強化

関係者間が連携し、災害廃棄物処理体制を強化。

## ③資源循環産業の育成

健全な発展に向け、資源循環産業の育成を推進。

### ④分野別産業廃棄物処理対策の推進

業種等の分野に応じた廃棄物処理対策を推進。

⑤廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の推進 廃棄物の減量化及びその適正処理に寄与する関 連施策を推進。

## Ⅳ 廃棄物の減量化等の目標

### 【目標設定の考え方】

- ①廃棄物処理に関する代表的な指標を「代表指標」として設定し、計画期間において達成すべき数値目標を設定。
- ②代表指標及び各施策の効果測定等を補助するため、施策の方向性ごとに、各主体の取組等に関するモニタリングすべき指標等を「補助指標」として設定。

## 【代表指標】

指標名		単位	基準年度	目標年度	(参考)
			2018(H30)	2025(R7)	2025 予測値
排出側	ごみ排出量	千小	1,060	980	1,057
	産業廃棄物排出量		11,547	11,000	11,432
処理側	ごみ最終処分量	チり	84	80 以下	84
	産業廃棄物最終処分量		145	136 以下	142
適正処理	不法投棄発生件数	件	120 (2019 値)	80 以下	_

※一般廃棄物(ごみ、し尿・浄化槽汚泥)のうち、ごみの量を指標に設定。 ※産業廃棄物最終処分量は、石炭火力発電所のばいじん等の埋立量を除く。

### 【目標値の設定根拠】

- ○廃棄物の排出抑制や再生利用を促進し、2025 年度予測値の水準を上回る ○不法投棄等の撲滅に向けた対策を講じ、過去最少水準に抑制する
- (1) 排出側 (指標が示すもの:排出抑制の進捗状況)
- ・ごみ排出量 2018年度を基準として年換算1%以上削減
- ・産業廃棄物排出量 2018 年度を基準として年換算 0.68%程度削減
- (2) 処理側(指標が示すもの:再生利用等の進捗状況)
- ・ごみ最終処分量 2018 年度を基準として概ね 5 %以上削減
- ・産業廃棄物最終処分量 2018年度を基準として概ね5%以上削減
- (3) 適正処理 (指標が示すもの:不法投棄対策の進捗状況)
- ・不法投棄発生件数 過去 10 年間の最少水準(77 件)に抑制

# 【補助指標】

<u>方向性 1</u> 方向性 2 (一般廃棄物) 1人1日当たりのごみ排出量、再生利用率、再生資源の種類別の量、(産業廃棄物)業種別排出量、業種別再生利用率 (産業廃棄物)電子マニフェストに登録する処分業者の割合、無許可埋立て等事案の発生件数、PCB廃棄物の期限内処理に係る事業者数の割合

(一般廃棄物) プラスチック・スマートキャンペーン参加団体数、海岸漂着ごみの定点調査回数

**方向性3** 産業廃棄物管理型最終処分場の残余容量、災害廃棄物処理計画を策定する市町村数、優良産業廃棄物処理業者数、建設廃棄物・浄水発生土・下水道汚泥のリサイクル率

## 目標達成に向けた基本的施策

#### 方向性 1 3 Rの推進

## 項目1 県民等の問題意識の向上、3 R行 動の促進

- ①市町村別処理状況の情報発信
- ②エコ・ショップ等を活用した周知広報
- ③ポスター・標語コンテストの実施 食品ロス削減に関する学習教材の普及 県民による環境学習の推進
- ④レジ袋の有料配布義務化の周知徹底 プラスチック・スマートキャンペーンへ の参加促進
- ⑤食品ロス削減庁内連絡会議を核とした 食品関係事業者間等の連携体制の構築 地域特性に応じた取組の促進
- ⑥エコ・ショップ活動の推進
- ⑦いばらき食べきり協力店活動の推進

## 項目2 市町村における減量化、再資源化 の取組の推進

- ①市町村一般廃棄物処理施設の整備、老朽 化対策の促進
- ②ごみ処理施設の広域化、共同化計画の策 定
- ③資源回収活動団体等に対する顕彰
- ④未分別の再生資源の分別の拡大、ごみ処 理の有料化の導入に係る助言、情報提供 の実施
- ⑤一般廃棄物会計基準の導入促進
- ⑥地域単位での食品ロス削減推進
- ⑦ごみ焼却施設の新設に伴う地域での新 たな価値の創出(循環共生)
- ⑧容器包装や小型家電の回収の円滑化、市 町村の負担軽減等に関する国への働き かけ

### 項目3 排出事業者による3Rの促進

- ①茨城県廃棄物再資源化指導センターを 拠点とした排出事業者への相談対応、情 報発信
- ②産業廃棄物多量排出事業者による廃棄 物減量化計画の策定促進、公表 計画の提出手続の電子化による利便性 の向上
- ③排出事業者のための廃棄物・リサイクル ガバナンスガイドラインの周知、広報 県調達でのグリーン購入の推進

## 方向性 2 廃棄物適正処理の推進

#### 項目1 不法投棄対策の強化

- ①不法投棄対策の実施体制
- ②フリーダイヤル「不法投棄110番」の設置 ボランティア不法投棄監視員の委嘱 市町村併任職員制度による権限付与 監視協定締結先団体の拡大
- ③通報アプリの導入 投棄地点予測によるパトロールの重点化
- ④Web カメラによる常時監視 市町村、警察と連携したパトロールの実施 民間警備会社への監視業務の委託等による監視強化
- ⑤不法投棄防止強調月間中における市町村、警察と連 携し集中的なパトロール等の実施
- ⑥悪質事案を検挙につなげる客観的な証拠収集
- ⑦規制強化に係る国への働きかけ 残土条例の見直し検討

#### 項目2 排出事業者責任の徹底

- ①排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト の普及による基準遵守の徹底
- ②排出事業者や処理業者における電子マニフェスト制 度の普及
- ③多量排出事業者の減量化処理計画の公表
- ④県内搬入事前協議制度による適正処理の確保
- ⑤ PC B廃棄物適正処理指導員による巡回指導 県有保管PCB廃棄物の率先的処理の実施
- ⑥アスベスト適正処理指導員の配置による建設解体現 場等での指導
- ⑦医療法に基づく立入検査による感染性廃棄物の適正 処理の推進

## 項目3 資源循環産業における適正処理の徹底、地域 との調和の推進

- ①安全安心が担保されたエコフロンティアかさまのモ デル的な運営。
- ②施設設置における地域との調和の推進
- ③廃棄物処理施設への計画的な立入検査の実施

### 項目4 一般廃棄物の適正処理の確保

- ①ごみのポイ捨ての撲滅、プラスチックとの賢い付き あい方(プラスチック・スマート)の推進
- ②容易に処理が可能なごみの自ら処理、再利用の推進
- ③在宅医療廃棄物等の安全な回収、高齢化社会に対応 したごみ収集運搬等の構築の推進
- ④有害使用済機器保管等業者指導監督指針に基づく違 反事案に対する厳格な対応
- ⑤海岸漂着物の回収、処理事業に対する補助、漂着ご みの定点モニタリングの実施

県 民

連携

市町村

## 方向性3 循環型社会形成に向けた基盤づくり

#### 項目1 産業廃棄物最終処分場の確保

- ①公共関与による産業廃棄物最終処分場整備の推進
- ②公共関与最終処分場整備に当たり、周辺環境へ配慮し た設計計画を検討
- ③新最終処分場のおける適正処理の確保、処理情報の透 明化の確保による、地域との共生が図られたモデル的 な運営体制の整備

#### 項目2 災害廃棄物処理体制の強化

- ①市町村災害廃棄物処理計画の策定促進
- ②災害廃棄物処理に係る連携強化、人材育成
- ③県域を超えた広域処理体制の確保

#### 項目3 資源循環産業の育成

- ①優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用
- ②廃棄物処理を担う人材育成支援
- ③廃プラスチック処理技術の高度化に係る補助制度の 活用と設置許可を通じた適正処理の確保
- ④廃棄物処理業界との意見交換の機会の創出
- ⑤廃棄物処理業における新型コロナウイルス対策ガイ ドラインの普及

#### 項目4 分野別産業廃棄物処理対策の推進

- ①使用済自動車の解体事業者に対する立入検査等を通 じた適正処理の確保
- ②畜産農家と耕種農家との連携強化等による循環型農 業の推進
- ③使用済農業用ビニルのリサイクルシステムの継続
- ④地域での食品廃棄物のリサイクル・ループの形成
- ⑤食品ロス量の把握に係る効率的な調査方法の検討
- ⑥漁業系廃棄物処理ガイドラインの周知等による漁網 等の適正処理の推進
- ⑦公共工事における建設発生土の再利用の推進 公共工事や民間建設工事で発生する建設廃棄物のリ サイクルの推進
- 茨城県建設リサイクルガイドライン等に基づく建設 廃棄物の排出抑制、再生資源の率先的使用
- ⑧県管理浄水場、下水処理場における浄水発生土、脱水 汚泥の再生利用の推進
- ⑨指定廃棄物の処理に係る国への働きかけ

## 項目 5 廃棄物対策と相まって推進すべき関連施策の 推進

- ①環境マネジメントの普及、取得支援
- ②高度処理型浄化槽の整備促進、浄化槽法定検査の徹底
- ③茨城県地球温暖化対策実行計画に基づく温暖化対策
- ④食品サプライチェーン全体での食品ロス削減
- ⑤食品ロス量の把握方法の検討

事業者

目標共有

連携協働

県

連携

処理業者

# VI 計画推進に係る基本的事項

### 【各主体の役割等に基づいて主体的な取組を推進】

民・循環型のライフスタイルへ転換を図り、廃棄物の適正処理、 減量化及び再資源化の施策に協力すること。

事業者・排出事業者責任やCSR(企業の社会的責任)に基づ いて、適正処理、発生抑制、循環利用を促進するとと もに、CSV (共有価値の創造)活動により、循環型 社会に向けた課題の解決を図り、社会的価値を創造すること。

処理業者・循環型社会形成の担い手として、廃棄物の適正処理や資源循環を 推進し、廃棄物処理に対する社会的な信頼性の向上に貢献すること。

市 町 村・地域における生活環境の保全、一般廃棄物の発生抑制及び循環的利用を推進するとともに、関係者間の 連携協働による地域の取組を推進すること。

・循環型社会形成に向けた舵取り役として、総合的な対策を講ずるとともに、関係者間の連携・協働や、 積極的な情報発信等により、県内の推進体制を強化すること。

・不適正処理に対する厳格な対応等により、適正処理を確保すること。

### 【計画の進行管理】

・各指標に掲げた実績値の定期 的な調査、把握

・本計画に基づく各種施策の実 施状況の把握。目標達成状況 の分析、評価による施策等の 成果の検証

・外部有識者からの意見聴取

・施策の改善、目標の見直し等の 実施